

2024年3月30日裁判司法研究会議事録

1. 概要

【日時】2024年3月30日午後2時から午後5時半ごろまで

【会場】Zoomによる遠隔研究会および会議

【出席者】

玉江、小林、巫（3名）

2. 議題

① 山村さんの裁判

(小林) 山村さんが地裁判決に不服なので控訴するということです。控訴理由書を書いてくれと言っています。巫さんは山村さんをクビにしたと言っているの、巫さんには頼めないそうです。

(巫) クビにしたとか、そういう話はありません。そういう子供じみた話はやめてほしい。

(小林) 裁判所に行ったことが「住居侵入罪」になるか、刑法130条を適用できるか疑問です。

(巫) 山村さんが説明しないので、それ以上は分かりません。法律が適用されなくても、迷惑駐車にあたる行為をして、どけるように言われたのに、無視したということですから、そういう点は常識的ではないとも思いますが。

(小林) 罰する法律があるかどうかで、やっていいことと良くないことが分かれるのも事実です。たとえば、昔の刑法では、電気を盗むという罪がなかったの、戦後のある時期まで、電気を勝手に引いて電気代を払わなくても、罪になりませんでした。そういうことを誰もがしていたものです。それで、ヒューズが飛んだりしていました。

(巫) ヒューズって、なつかしいな。

② 年度末の話

(巫) 3月31日が年度末なので、年度があけたら定時総会と会計報告をしたいと思います。会計報告書は準備中です。会の志が高くても、金銭面でごたごたする例をたくさん見てきて、そんなことで運動が傷つけられるのはとても残念でした。私としては、会の予算が少額でも、会計報告だけはしっかりやりたいと思います〈それでどうということもないのですが〉。

③ 弁護士懲戒請求と紛議調停について

(小林) 私の冤罪事件を弁護した3人の弁護士は、一人は東京第一弁護士会、一人は第二弁護士会、もう一人は東京弁護士会の所属です。東京には3つの弁護士会があり、それぞれに7000~8000人の弁護士が所属しています。日本全国の弁護士の数は五万人くらいと言われているので、半数近くが東京の弁護士会に属しています。

3人の弁護士について、それぞれに紛議調停と懲戒請求をしましたが、東京第一弁護士会と東京弁護士会から、懲戒しないという「議決書」が送られてきました。東京第二弁護士会の弁護士については、まだ返事が来ていません。

裁判所の判断は、公務員はうそをつかないから公務員の言うことは信用でき、民間人の証言は信用できないというものですが、公務員だって嘘をつきます。誰が言ったかどうかではなく、正しいかどうかを判断すべきです。

刑事事件では、証拠を出しても、裁判官、検事、弁護士全員が承認しないと証拠採用されません。これも変だと思います。

(巫) 採用されない証拠は、証拠として提出されないのと同じになるのでしょうか。なかったことにされる。

(小林) そういうことになります。刑事訴訟法の問題です。

(巫) 危ない制度ですね。

3. 次回の会のテーマ

(巫) 次回の会は次年度になりますので、そのときまでに年度の会計報告書を提出できるようにしておきます。

4. 日程

(小林) 次回は翌月の月末以降でいいでしょう。

(巫) 4月27日はどうでしょうか。

(小林) 用事がありますので、20日か5月4日がいいです。

(巫) 5月4日にしましょう。

7. 次回の予定

2024年5月4日(土) 午後2時からのzoom会議を予定。

2024年3月31日

巫召鴻